

# 居宅介護支援重要事項説明書

[令和 年 月 日現在]

## 1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0480-34-5111 (8時15分～17時15分まで)

担当 主任介護支援専門員 佐藤美千子

\* 御不明な点は、何でもおたずねください。

## 2 高野台介護支援センターの概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	高野台介護支援センター
所在地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野 435 番地
介護保険指定番号	居宅介護支援 (埼玉県 1171101734 号)
通常の事業の実施地域	杉戸町、宮代町、幸手市、旧久喜市

上記地域以外の方でも御希望の方は御相談ください。

### (2) 同センターの職員体制

	資格	勤務形態	業務内容
管理者 (兼務)	主任介護支援専門員	常勤 1 名	職員管理、利用申込調整、業務管理全般、指揮命令等
介護支援専門員	介護支援専門員	常勤 1 名以上	相談援助、ケアプラン作成、事業者間連絡調整等
事務職員		非常勤 1 名	事務

### (3) 営業日及び営業時間

営業日	月～金 祭日 (12/31～1/2 を除く)
営業時間	8時15分～17時15分

緊急連絡先 0480-34-5111 0480-33-5580

電話により、24 時間常時連絡可能な体制をとっております。

## 3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

### 状態の把握

- ・ 要介護認定に係る資料に基づき、利用者の居宅を訪問し、利用者本人や家族に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。

### 計画原案の作成

- ・ 在宅サービス事業者に関する情報を提供し利用者が事業所を選びます。
- ・ 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めるこ

とができます。

- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- ・当センターで作成された計画書の訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

#### サービス担当者との連絡・調整

- ・サービス担当者会議等を開催し、介護支援専門員を中心にサービス担当者や利用者本人・家族も参加し、意見交換等を行います。

#### 居宅サービス計画の作成

- ・居宅サービスの基本方針、目標、サービスの種類・内容などの計画を作成します。居宅サービス計画作成後も、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、1月に1回以上利用者の居宅で面接を行いモニタリングの結果を記録します。計画の実施状況や利用者の課題を把握し、必要に応じて計画変更や事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

#### 利用者の同意

- ・計画の内容が利用者の希望に沿っているかどうか確認します

## 4 利用料金

### (1) 利用料 (※地域区分別1単位の単価は6級地 10.42円です)

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

\*保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護1・2の方は11,316円(1,086単位)、要介護3・4・5の方は14,702円(1,411単位)の金額をいただき、当法人から指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。指定居宅介護支援提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、保険給付金相当分の払い戻しを受けることができます。

(※地域区分別1単位の単価は6級地 10.42円です)

加算の種類	単位数	利用料
初回加算	1月につき 300 単位	3,126 円
入院時情報連携加算Ⅰ	1月につき 250 単位	2,605 円
入院時情報連携加算Ⅱ	1月につき 200 単位	2,084 円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	1回につき 450 単位	4,689 円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	1回につき 600 単位	6,252 円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	1回につき 600 単位	6,252 円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	1回につき 750 単位	7,815 円
退院・退所加算(Ⅲ)	1回につき 900 単位	9,378 円
通院時情報連携加算	1月につき 50 単位	521 円

特定事業所加算 (A)	1月につき 114 単位	1,187 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1回につき 200 単位	2,084 円
ターミナルケアマネジメント加算	1月につき 400 単位	4,168 円

(2) 交通費

無料です。

(3) 解約料

お客様のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	一律に 1,000 円
保険者（市町村）への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません

(4) その他の料金

その他必要な料金は、利用者と事業所の管理者の協議に基づいて決定します。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当センター職員がお伺いいたします。

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

② 当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 30 日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・ 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援 1、2 と認定された場合……非該当または要支援 1、2 となった日
- ・ 利用者が死亡した場合……死亡日の翌日

④ その他

利用者やご家族などが当センターや当センターの介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことがご

ございます。

## 6 当法人の居宅介護支援の特徴等

### (1) 事業の目的

指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

### (2) 運営の方針

事業の実施にあたっては、利用者の心身の特性を考慮し、自立した日常生活ができ、利用者の心身状況や環境に応じ、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行い、他事業者等との連携に努めます。

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

介護保険法に基づき、関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努め、杉戸町の条例を遵守し、事業を実施します。

### (3) 居宅介護支援の実施概要等

- |                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| ①相談の場所         | 利用者居宅又は事業所内相談室<br>(杉戸町大字下野435番地) |
| ②課題分析表の種類      | 居宅サービス計画ガイドライン                   |
| ③サービス担当者会議開催場所 | 利用者居宅又は事業所内相談室<br>(杉戸町大字下野435番地) |
| ④居宅訪問の頻度       | 月1回以上訪問し状態を把握します。                |
| ⑤モニタリング        | 毎月実施し、結果を記録します。                  |

### (4) 介護支援専門員の研修

年1回以上継続研修を実施します。

### (5) 入院時の医療機関連携促進

入院時は担当ケアマネ名、連絡先を医療機関にお伝え下さい。

## 7 サービス内容に対する苦情

### (1) 当法人お客様相談・苦情担当

当法人の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当：高野台介護支援センター 田中民子

電話：0480-34-5111

※受付日、時間帯等は2(3)に記載

(2) その他

当法人以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

杉戸町高齢介護課

電話：0480-33-1111

宮代町健康介護課

電話：0480-34-1111

幸手市健康福祉部介護福祉課

電話：0480-42-8444

久喜市福祉部介護福祉課

電話：0480-22-1111

他、住所地の市町村介護保険課介護保険担当

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課

電話：048-824-2568

8 第三者評価 なし

9 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 真善会
代表者役職・氏名	理事長 久保 貴義
所在地・電話番号	埼玉県南埼玉郡宮代町道佛三丁目17番14号 0480-33-5501
法人設立年月日	平成10年1月6日

事業所数	居宅介護支援	2カ所
	通所介護	2カ所
	介護老人福祉施設	1カ所
	短期入所生活介護	1カ所
	地域包括支援センター	1カ所

10 事故発生・緊急時の対応

事業所の職員が訪問時に、利用者の容態悪化・事故発生等の緊急事態に遭遇した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供に当たって事業所の責めに帰すべき事由により、賠償の対象となる事故が発生した場合には、事業所の加入する損害賠償保険の規定により賠償を行います。

### 1 1 苦情・ハラスメント処理

事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

### 1 2 虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所職員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 1 3 業務継続計画

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

### 1 4 感染症の予防およびまん延の防止のための措置

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 1 5 その他重要事項

- (1) 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の

生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

- (3) 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業者 社会福祉法人 真善会  
事業所名 高野台介護支援センター  
所在地 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野 435 番地

説明者 所属  
氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、理解し、サービスの提供に同意しました。

利用者 氏名 印

(家族代表) 氏名 印